２０２６年8月２６日変更認可

定　　款

社会福祉法人　賛育会

第1章 総則

（目的）

第１条　　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教の趣旨に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

⑴ 第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

⑵ 第二種社会福祉事業

（イ）無料又は低額な料金で診療する事業の経営

（ロ）無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業の経営

（ハ）無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業の経営

（ニ）老人デイサービスセンターの経営

（ホ）老人介護支援センターの経営

（ヘ）老人デイサービス事業の経営

（ト）老人短期入所事業の経営

（チ）老人短期入所施設の経営

（リ）老人居宅介護等事業の経営

（ヌ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ル）障害福祉サービス事業の経営

（ヲ）保育所の経営

（名　　称）

第２条　　この法人は、社会福祉法人賛育会という。

（経営の原則）

第３条　　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　　この法人の事務所を東京都墨田区に置く。

第２章 評議員

（評議員の定数）

第５条　　この法人に評議員７名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が５万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章 評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事、並びに会計監査人の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) 社会福祉充実計画の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２ 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
⑴ 監事の解任
⑵ 定款の変更
⑶ その他法令で定められた事項
３ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４ 第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２ 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名し、又は記名押印する。

第４章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第１５条　この法人には、次の役員を置く。
⑴ 理事 ６名以上１０名以内
⑵ 監事 ２名以上３名以内
２ 理事のうち１名を理事長、理事長以外の理事のうち１名を常務理事とする。
３ 前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。
４ この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第１６条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２ 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐して会務を統括する。

３ 理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第１９条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２ 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

⑴ 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

⑵ 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３ 理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４ 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

⑴ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

⑵ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

２ 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

⑴ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

⑵ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

⑶ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３ 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によ

り、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第２２条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２ 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第２３条　この法人に、職員を置く。

２ この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３ 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章 理事会

（構成）

第２４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第２６条　理事会は、理事長が招集する。

２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２８条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 当該理事会出席した理事長及び監事が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第６章 資産及び会計

（資産の区分）

第２９条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第３７条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３０条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

⑴ 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

⑵ 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

⑶ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第３１条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２ 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３２条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３３条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

⑴ 事業報告

⑵ 事業報告の附属明細書

⑶ 貸借対照表

⑷ 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

⑸ 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

⑹ 財産目録

２ 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類について

は、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の３９に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３ 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴ 監査報告
⑵ 会計監査報告
⑶ 理事及び監事並びに評議員の名簿
⑷ 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
⑸ 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３４条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３５条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３６条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章 公益を目的とする事業

（種別）

第３７条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

⑴ 訪問看護事業
⑵ 介護職員初任者研修事業
⑶ 高齢者集合住宅管理人業務事業
⑷ 居宅介護支援事業
⑸ 地域包括支援センターの経営
⑹ 巡回型ホームヘルプサービス事業
⑺ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅運営事業
⑻ サービス付き高齢者向け住宅事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章 解散

（解散）

第３８条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３９条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章 定款の変更

（定款の変更）

第４０条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２ 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第１０章 公告の方法その他

（公告の方法）

第４１条　この法人の公告は、社会福祉法人賛育会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４２条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理　事　　藤田　逸男
理　事　　河田　　茂
理　事　　丹羽　　昇
理　事　　片山　　哲
理　事　　星島　二郎
理　事　　大槻　菊男
理　事　　林　　忠美
理　事　　石川　正臣
理　事　　藤本　武平二
監　事　　岩住　良治
監　事　　福場　吉夫

改　正

１９５２年　５月１７日	認可		
１９５７年　７月３０日	一部変更		
１９５８年　８月２８日	一部変更		
１９６４年　９月　８日	一部変更		
１９６５年１０月３０日	一部変更		
１９６７年１２月２０日	一部変更		
１９６８年　９月２６日	一部変更		
１９６９年　９月　９日	一部変更		
１９７０年　３月１７日	一部変更		
１９７３年　７月　３日	一部変更	厚社６１３	東海清風園の設置経営
１９７５年　４月２１日	一部変更	厚社３６０	
１９８０年　２月１６日	一部変更	厚社２３０	
１９８５年　５月　７日	一部変更	厚社４３７	京清創設、賛病病棟、豊病建替、清・東清リハビリ室他
１９８５年　８月１３日	一部変更	福指	東海清風園倉庫増築
１９８５年１２月　４日	一部変更	厚社９１９	東海病院事業転換（事業目的）
１９８６年　２月　６日	一部変更	福指	豊野清風園基本財産繰入届
１９８６年　７月１０日	一部変更	厚社６６４	組織役員条項の変更
１９８８年　９月１９日	一部変更	厚社４１５	準則改正および清風園浴室棟増築
１９８８年１２月　６日	一部変更	福指５７３	豊野病院浴室棟増築
１９９０年　４月１０日	一部変更	福指８４４	豊野清風園倉庫増築
１９９１年　２月１８日	一部変更	厚社５２	基本財産処分（豊病）
１９９１年　７月２５日	一部変更	福指１４９	東海清風園増床（ショートステイ）
１９９３年　８月２７日	一部変更	厚社２９４	東海診療所病棟処分
１９９３年１０月１３日	一部変更	厚社３０４	目的条項変更他
１９９８年　１月２３日	一部変更	厚社１６２	目的条項変更他
２０００年　３月２２日	一部変更	厚収社援第８７	目的条項変更他
２０００年　６月１９日	一部変更	厚収社援第２２７	目的条項変更他
２００１年　３月２９日	一部変更	厚生労働省発社援第１３４号	目的条項変更他
２００３年　６月　３日	一部変更	厚生労働省発社援第０６０３００２号	目的条項変更他
２００４年　６月３０日	一部変更	厚生労働省発社援第０６３０００５号	目的条項変更他
２００６年１２月２１日	一部変更	厚生労働省発社援第１２２１００１号	目的条項変更他
２００８年１０月１７日	一部変更	厚生労働省発社援第１０１７００３号	目的条項変更他
２０１２年　７月３１日	一部変更	関厚発０７３１第６６号	目的条項変更他
２０１３年　９月１９日	一部変更	関厚発０９１９第２８号	目的条項変更他
２０１４年　９月１０日	一部変更	関厚発０９１０第６７号	目的条項変更他
２０１６年　８月２５日	一部変更	２８福保指指第４８２号	所轄庁変更
２０１７年　１月　６日	一部変更	２８福保指指第９１４号	改正社会福祉法対応変更
２０１８年　２月　８日	一部変更	２９福保指指第８９８号	事業追加（サ高住） 基本財産追加（東あずま）
２０１９年　３月　４日	一部変更	３０福保指指第９６７号	基本財産処分（東海診療所）
２０１９年　５月３１日	一部変更	３１福保指指第１５６号	目的条項変更他
２０１９年１０月２５日	一部変更	３１福保指指第５５９号	監事定数変更 基本財産追加（東海診療所）

２０２０年　４月１７日　一部変更　　２福保指指第４４号　　公益事業名称変更
２０２２年　４月１５日　一部変更　　４福保指指第３３号　　基本財産処分（さんいくの家）
２０２５年　１月　８日　一部変更　　６福祉指指第４８５号　基本財産追加（賛育会病院）
「社会福祉法人の認可について」一部改正変更
２０２６年　８月２６日　一部変更　　８福祉指指第３１５号　基本財産処分（賛育会病院）

第２９条の別表：　基　本　財　産

１．土地　31 筆　35,905.48　（単位：㎡）

所在	地番	地目	地積	用途
東京都墨田区太平3丁目	11番6	宅地	367.70	賛育会病院敷地
〃	11番7	宅地	108.46	〃
	2筆	計	476.16	
東京都墨田区太平3丁目	13番1	宅地	1,140.29	賛育会病院敷地
〃	13番4	宅地	561.05	〃
〃	19番1	宅地	765.19	〃
〃	19番2	宅地	170.01	〃
〃	19番6	宅地	105.58	〃
	5筆	計	2,742.12	
東京都墨田区太平三丁目	19番3	宅地	94.12	賛育会病院敷地
	1筆	計	94.12	
東京都墨田区東墨田2丁目	65番209	宅地	142.32	さんいくハイツ東墨田敷地
〃	65番126	宅地	47.60	〃
〃	65番122	宅地	40.18	〃
	3筆	計	230.10	
東京都墨田区立花4丁目	51番47	宅地	231.58	さんいくハイツ東あずま敷地
〃	51番48	宅地	3.88	〃
	2筆	計	235.46	
東京都町田市金井7丁目	1405番1	宅地	5,880.98	清風園敷地
	1筆	計	5,880.98	
長野県長野市豊野町豊野字沖	633番3	宅地	39.32	介護医療院とよの・賛育会クリニック・老健ゆたかの敷地
〃	634番1	宅地	214.39	〃
〃	634番2	宅地	148.76	〃
〃	634番3	宅地	101.80	〃
〃	634番4	宅地	140.41	〃
〃	638番イ	宅地	585.12	〃
〃	659番2	宅地	85.95	〃
	7筆	計	1,315.75	
静岡県御前崎市池新田字寅前雨垂坪	4088番3	宅地	2421.83	東海清風園敷地
〃	4088番5	宅地	297.89	〃
〃	4088番6	宅地	386.71	〃
〃	4094番	宅地	6,293.15	〃
〃	4101番1	宅地	1960.61	〃
	5筆	計	11,360.19	
東京都町田市薬師台3丁目	270番1	宅地	7,181.67	第二清風園敷地
〃	272番16	宅地	2,324.57	〃
〃	273番4	宅地	389.32	〃
	3筆	計	9,895.56	
静岡県牧之原市西萩間字原丹房	695番6	宅地	3,655.29	相良清風園敷地
〃	697番3	宅地	19.75	〃
	2筆	計	3,675.04	

第２９条の別表：　　基　　本　　財　　産

２．建物　　14 棟　　58,139.00 （単位：㎡）

所在地	構造	面積	用途
東京都墨田区立花1丁目 1番地33	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根4階建	12,476.51	老人ﾎｰﾑ　東京清風園 ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　さんいくの家あづま ｹｱﾊｳｽ　さんいくﾊｲﾂ立花
東京都墨田区太平3丁目 13番地1外所在	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ・ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根地下1階付き7階建	6,708.20	賛育会病院 入院棟
東京都墨田区太平3丁目 19番地7外所在	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根 地下1階付6階建	2,186.66	賛育会病院 外来棟東館
東京都墨田区太平三丁目 19番地3の3	鉄骨造合金ﾒｯｷ鋼板ぶき 2階建	274.28	賛育会病院 玄関棟
東京都墨田区太平三丁目 11番地6の2	鉄骨造陸屋根 7階建	1,857.34	賛育会病院 事務棟
東京都墨田区東墨田2丁目 65番地209外所在	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根3階建	408.13	都市型軽費老人ﾎｰﾑ さんいくﾊｲﾂ東墨田
東京都墨田区立花4丁目 51番地47所在	鉄骨造陸屋根4階建	483.86	都市型軽費老人ﾎｰﾑ さんいくﾊｲﾂ東あずま
東京都町田市金井7丁目 1405番地1所在	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根 地下1階付3階建	5,048.29	老人ﾎｰﾑ 清風園 丘の家　清風
長野県長野市豊野町 豊野字沖637番地ｲ外所在	鉄骨造陸屋根･亜鉛ﾒｯｷ鋼板葺5階建	5,483.53	介護医療院とよの・賛育会クリニック 老人保健施設ゆたかの
長野県長野市豊野町 豊野字沖655番地5外所在	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄骨造3階建	4,318.04	老人ﾎｰﾑ 豊野清風園 ｹｱﾊｳｽ りんごの里
静岡県御前崎市池新田字 寅前雨垂坪4090番地１	木造合金ﾒｯｷ鋼板ぶき平家建	360.06	東海診療所
静岡県御前崎市池新田字 寅前雨垂坪4094番地外所在	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根2階建	8,382.45	老人ﾎｰﾑ 東海清風園
東京都町田市薬師台3丁目 270番地1所在	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根4階建	6,185.66	老人ﾎｰﾑ 第二清風園
静岡県牧之原市西萩間 字原丹房695番地6所在	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根3階建	3,965.99	老人ﾎｰﾑ 相良清風園